### 改正前

#### 第5章 会 議(会議の種類)

第17条

- (1) 会議は総会および役員会、委員会とする。
- (2) 総会および役員会は、代表が召集し、委員会は、委員長が招 集する。
- (3) 総会の議長は、出席した正会員の中から選出する。

### 第6章総 会(総会)

第19条

- (1) 総会は、会員をもって構成する。
- (2) パートナーシップ会員および賛助会員は総会で意見を述べることができる。

# 第6章総 会(開催)

第21条

(1) 通常総会は、年1回、毎事業年度終了後に開催する。

# 第7章 役員会および委員会

(役員会)

第25条

(4) 役員会は、本会の事業を執行するために必要な専門部会を置くことができる。

### (委員会)

第26条

- (1) 委員会は、会員をもって構成し必要により委員長が招集し、 議長は、委員長が務める。
- (2) 委員会は、総会より承認された事業を行う。
- (3) その他目的達成のための事業を行う。

# 改正後(案)

### 第5章 会 議(会議の種類)

条項の移動

第17条

- (1) 会議は総会および役員会、委員会とする。
- (2) 総会および役員会は、代表が招集し、委員会は、委員長が招集する。

### 第6章総 会(総会)

条項の移動・変更

第19条

- (1) 総会は、会員をもって構成する。
- (2) 総会の議長は、出席した正会員の中から代表が指名する。
- (3) パートナーシップ会員および賛助会員は総会で意見を述べることができる。

### 第6章総 会(開催)

追記

第21条

(1) 通常総会は、年1回、毎事業年度終了後<u>3か月以内</u>に開催する。

## 第7章 役員会および委員会

追記 (役員会)

第25条

(4)役員会は、本会の事業を執行するために必要な専門部会**及び委 員会**を置くことができる。

## 追記・削除 (委員会)

第26条

- (1) 委員会は、本会則第4条の事業を行うために組織される。
- (2) 委員会は、会員をもって構成し必要により委員長が招集し、 議長は、委員長が務める。
- (3) 委員会は、総会で承認された事業を行う。

70